

## 分科会 3 資料

### 県境を越える規模の大災害へのボランティア活動について

#### 目次

1.分科会で考えていく手がかり	1
2.県境を越える災害の被害想定	2
3.地域防災計画での対応	21

内閣府（防災担当）

防災ボランティア活動検討会（第4回）

平成17年10月30日

## 1. 分科会で考えていく手がかり

(1) 今までの災害に対するボランティアの取り組みで、大規模災害に役立てる事例  
(やったこと、大規模災害時に適応するための課題と提案など)

- ・ ボランティア活動のための物資調達や支援
- ・ ボランティアパック、ボランティアバスの取り組み実態
- ・ 被災地ボランティアセンターを支援する情報ボランティア活動
- ・ そのほか、被災地外のボランティア団体の連携事例 等

(2) 県を越える規模の災害に対し災害ボランティアのできること  
災害のフェーズごとに求められる活動の形態

- ・ 現地ボランティアセンター(市町村単位)の設置
- ・ 現地ボランティアセンターの運営、情報発信
- ・ 複数のボランティアセンターの情報共有をするボランティア本部の設置
- ・ 県単位でのボランティア本部を総括する本部機能の必要性 等

(3) 被災地のボランティアセンター・本部が機能しない場合の対処方法

- ・ 先遣隊等による情報把握
- ・ 物資、専門ボランティア、資金面での支援方法
- ・ 現地ボランティアセンターに関する情報一元化の必要性
- ・ 現地ボランティアセンターのニーズに対応するための体制づくり
- ・ 国、都道府県、市町村、専門機関との連携方法、連携のあり方 等

(4) その他

- ・ 検討するために必要な情報、知識とは
- ・ どのように検討していけばよいか

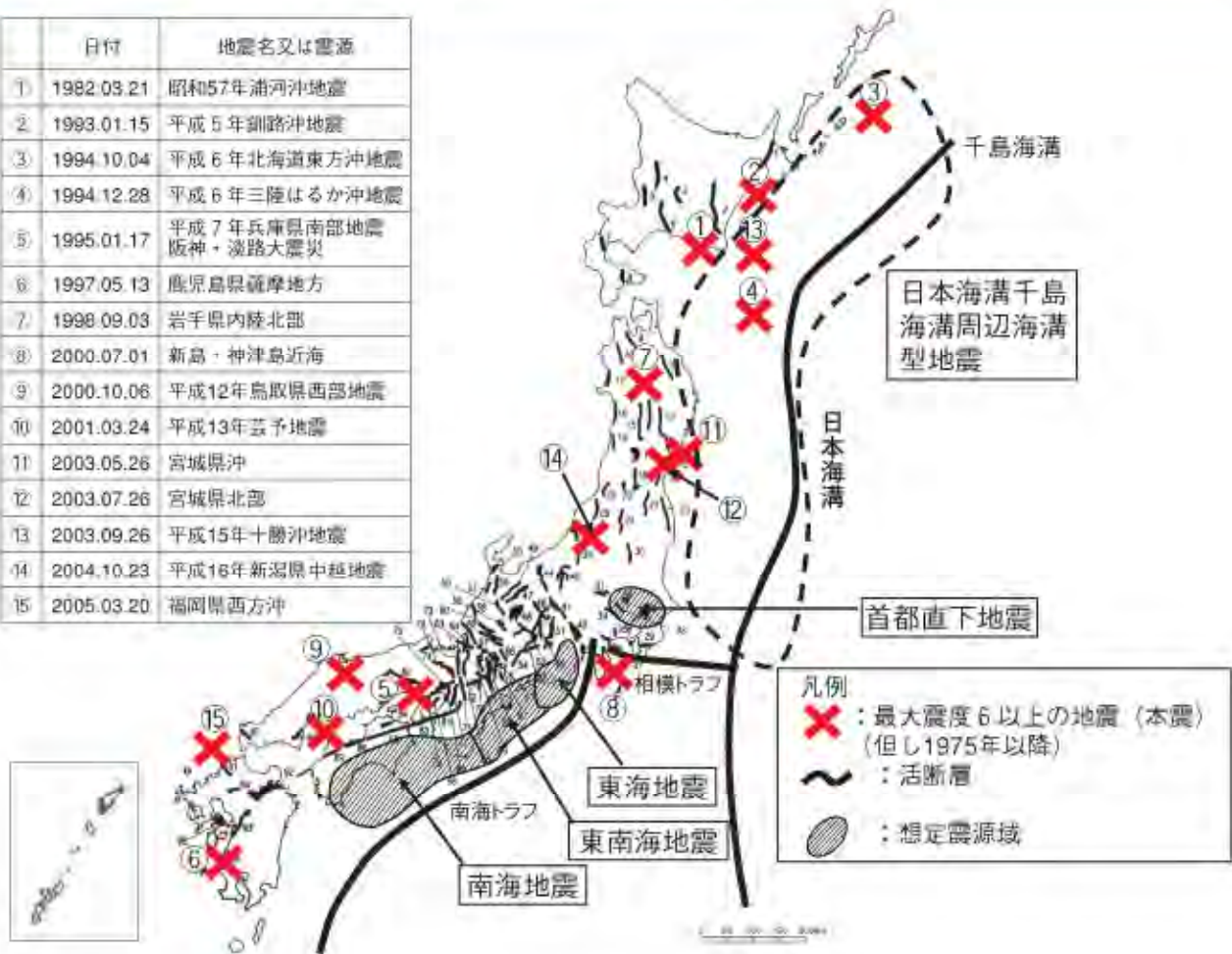
## 2. 県域を越える災害の被害想定

### 【想定される県域を越える災害】

図1 過去30年の地震と海溝型巨大地震等の震源域

図表1 過去30年の地震と海溝型巨大地震等の震源域

	日付	地震名又は震源
①	1982.03.21	昭和57年浦河沖地震
②	1993.01.15	平成5年釧路沖地震
③	1994.10.04	平成6年北海道東方沖地震
④	1994.12.28	平成6年三陸はるか沖地震
⑤	1995.01.17	平成7年兵庫県南部地震 阪神・淡路大震災
⑥	1997.05.13	鹿児島県薩摩地方
⑦	1998.09.03	岩手県内陸北部
⑧	2000.07.01	新島・神津島近海
⑨	2000.10.06	平成12年鳥取県西部地震
⑩	2001.03.24	平成13年芸予地震
⑪	2003.05.26	宮城県沖
⑫	2003.07.26	宮城県北部
⑬	2003.09.26	平成15年十勝沖地震
⑭	2004.10.23	平成16年新潟県中越地震
⑮	2005.03.20	福岡県西方沖



出典：平成17年度防災白書より

図2 遠地津波の危険性がある地域

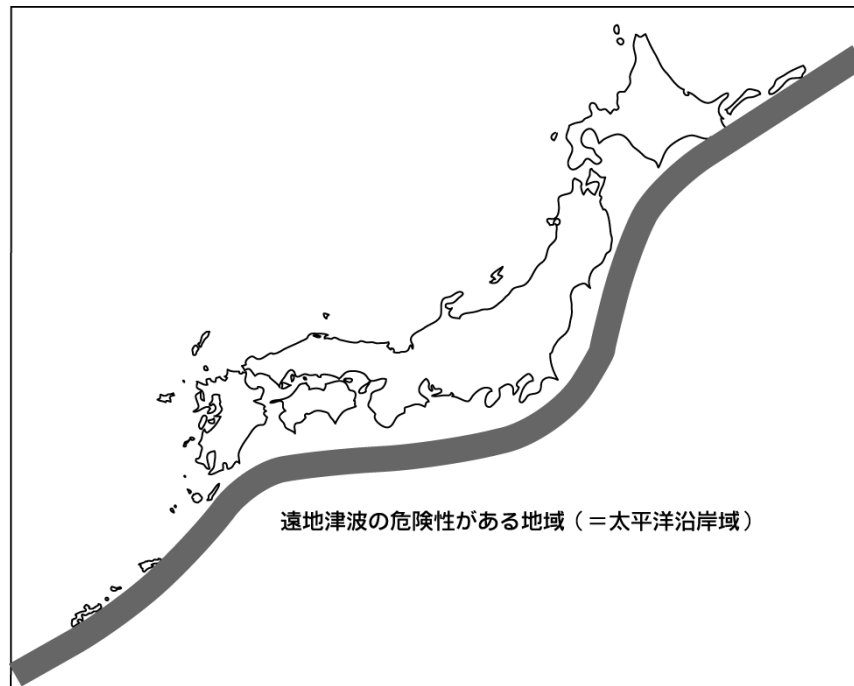
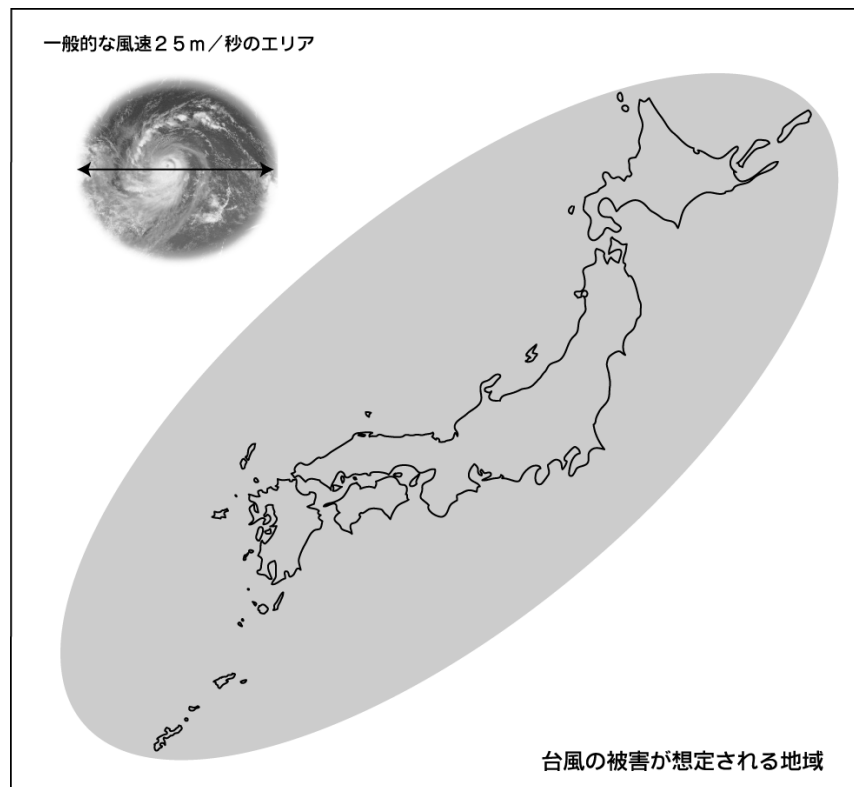


図3 台風の被害が想定される地域

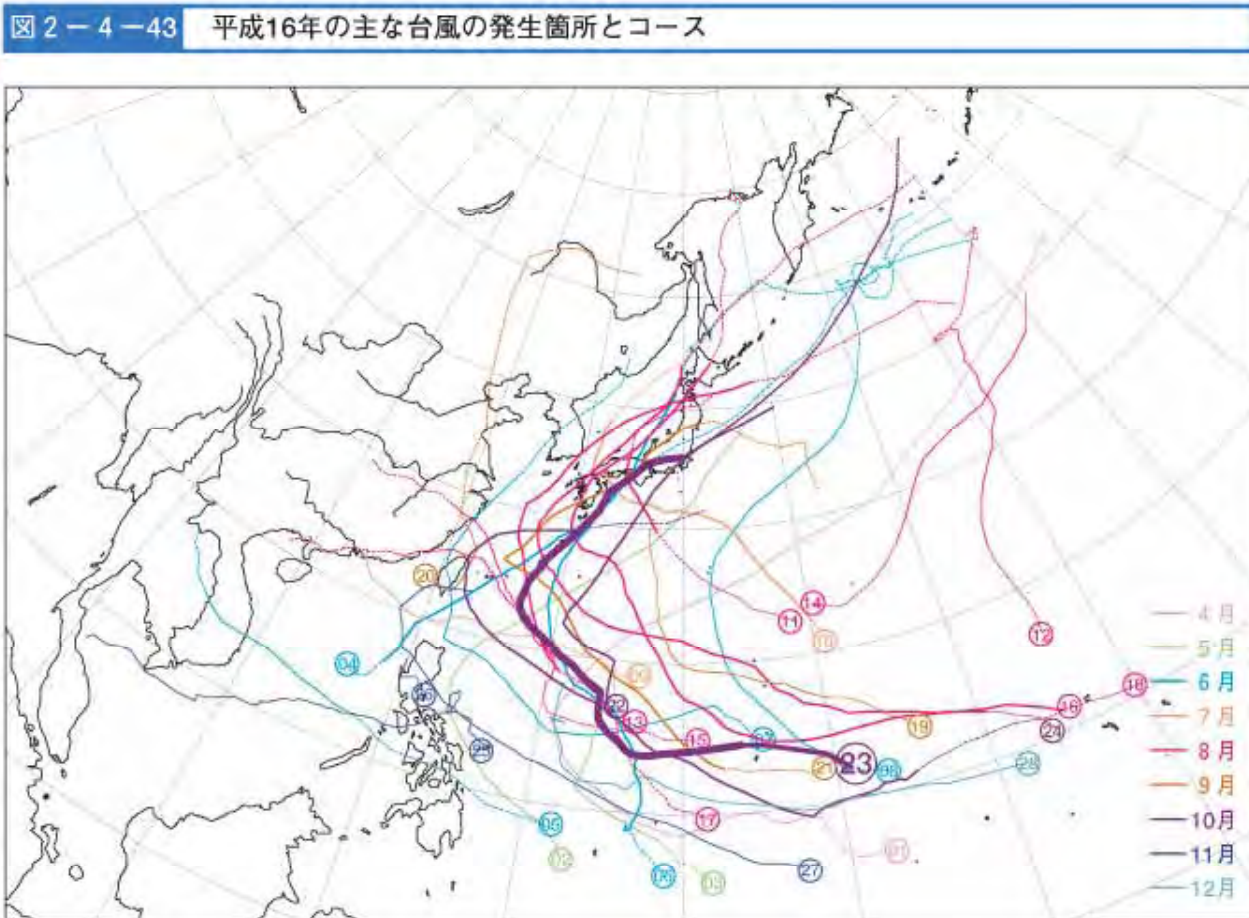


次ページより、それぞれ想定される被害等について資料を整理する

- (1) 台風
- (2) 東海地震
- (3) 東南海・南海地震
- (4) 首都直下型地震
- (5) 日本海溝型地震(津波)
- (6) 富士山噴火(火山)

( 1 ) 台風

図4 平成16年の主な台風の発生箇所とコース

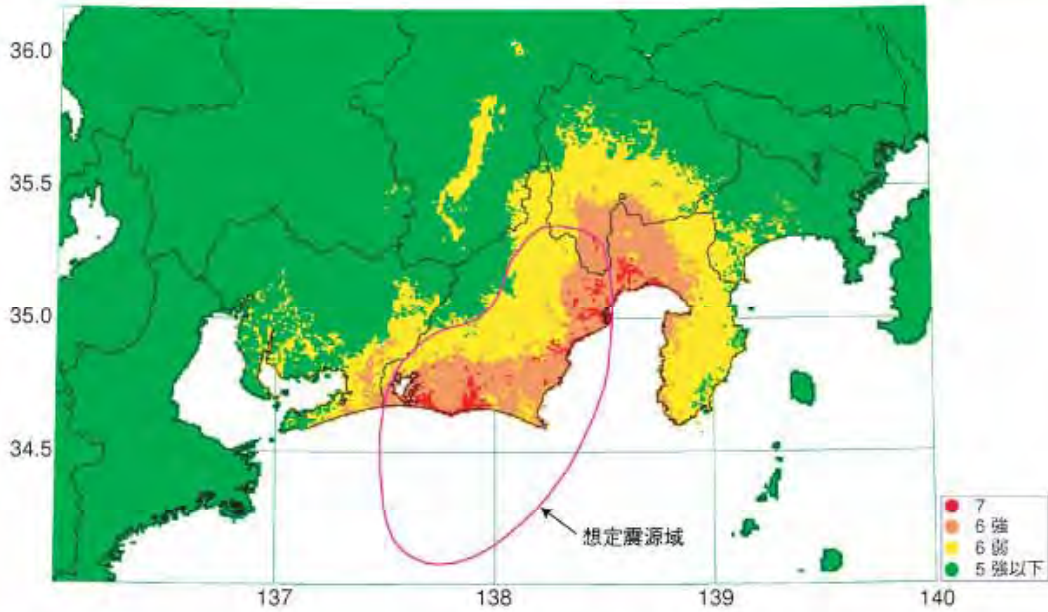


出典：平成17年度防災白書より

(2) 東海地震  
【震度分布】

図5 地域防災対策強化地域検討の基とする被害想定震度分布

図2-4-15 地震防災対策強化地域検討の基とする想定震度分布



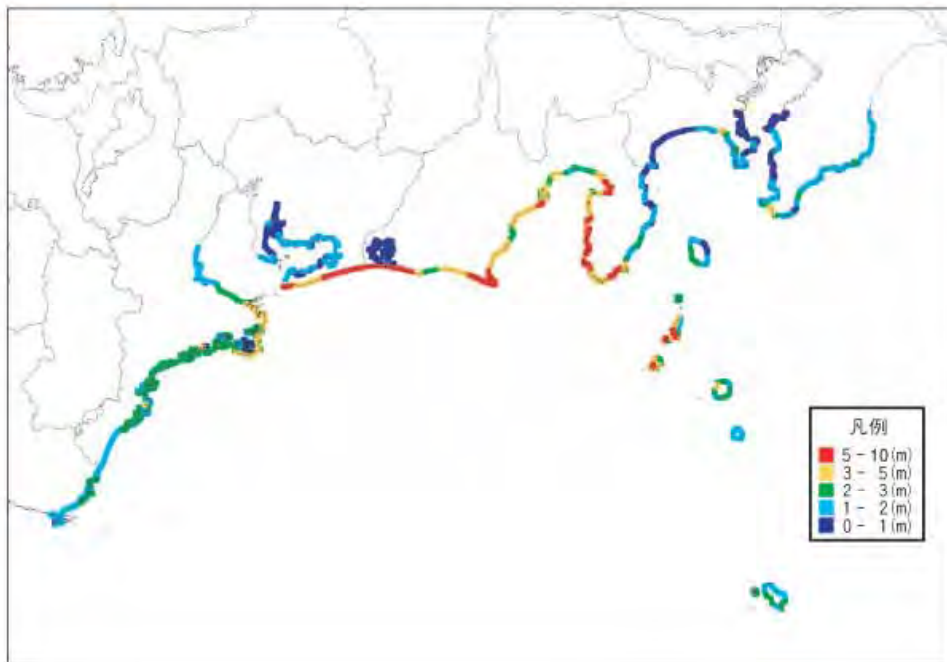
出典：中央防災会議（平成15年3月18日）資料

出典：平成17年度防災白書より

【津波の高さ】

図6 地震防災対策強化地域検討の基とする海岸における津波高の分布

図2-4-16 地震防災対策強化地域検討の基とする海岸における津波高の分布



出典：中央防災会議（平成15年3月18日）資料

出典：平成17年度防災白書より

表2 東海地震に係る被害想定結果

建物全壊棟数（朝5時のケース）

揺れ	静岡県、山梨県南部、愛知県西部等強い揺れが生じる地域を中心に、約17万棟
液状化	揺れの大きい地域や軟弱地盤を中心に、約3万棟
津波	静岡県、三重県等の沿岸部を中心に、約7千棟
火災	（風速3m/sの場合）約23万棟 （風速15m/sの場合）約26万棟
崖崩れ	静岡県等を中心に崖崩れが発生し、約8千棟
合計	（風速3m/sの場合）約23万棟 （風速15m/sの場合）約26万棟

（参考）予知情報に基づく警戒宣言が発令された場合、火災の減少により、全壊棟数は、最大約3万棟減少

ライフライン等

水道	断水人口（発生直後）約550万人
電気	停電人口（発生直後）約520万人
ガス	供給支障人口(1週間後)約290万人
交通施設	道路、鉄道等にも被害が発生し、一定期間利用困難となることも想定 港湾は、特に、液状化や津波による機能低下・停止が想定
避難生活	地震発生後の1週間後には約190万人の避難者
物資不足	米は最大約41万kg、飲料水は最大約5,500kl、その他食料、毛布、肌着等が不足
医療対策	地域内で対応困難な重傷者は最大で約27,000人
その他	ブロック塀の倒壊やビルからの落下物等の被害 海水浴シーズンには約10万人が訪れ、円滑な避難が困難な場合、甚大な被害が想定

死者（朝5時のケース）

揺れ	約6,700人
液状化	死者は発生せず
津波	住民の避難意識の程度により約400人～約1,400人
火災	（風速3m/sの場合）約200人 （風速15m/sの場合）約600人
崖崩れ	約700人
合計	約7,900人～約9,200人

（参考）予知情報に基づく警戒宣言が発令された場合、事前の避難・警戒行動により、最大ケースの場合約9,200人から約2,300人に減少

経済的被害（最大ケース）

	予知なし（突発発災）	予知あり（警戒宣言）
直接被害（個人住宅の被害、企業施設の被害、ライフライン被害等）	約26兆円	約22兆円
間接被害	約11兆円	約9兆円
生産停止による被害	約3兆円	約2兆円
東西間幹線交通被害	約2兆円	約2兆円
地域外等への波及	約6兆円	約5兆円
合計	約37兆円	約31兆円

過去の地震災害の実態を踏まえて推計。 人的被害及び公共土木被害は含まれていない。

警戒宣言の経済的影響は、一日あたり実質0.2兆円

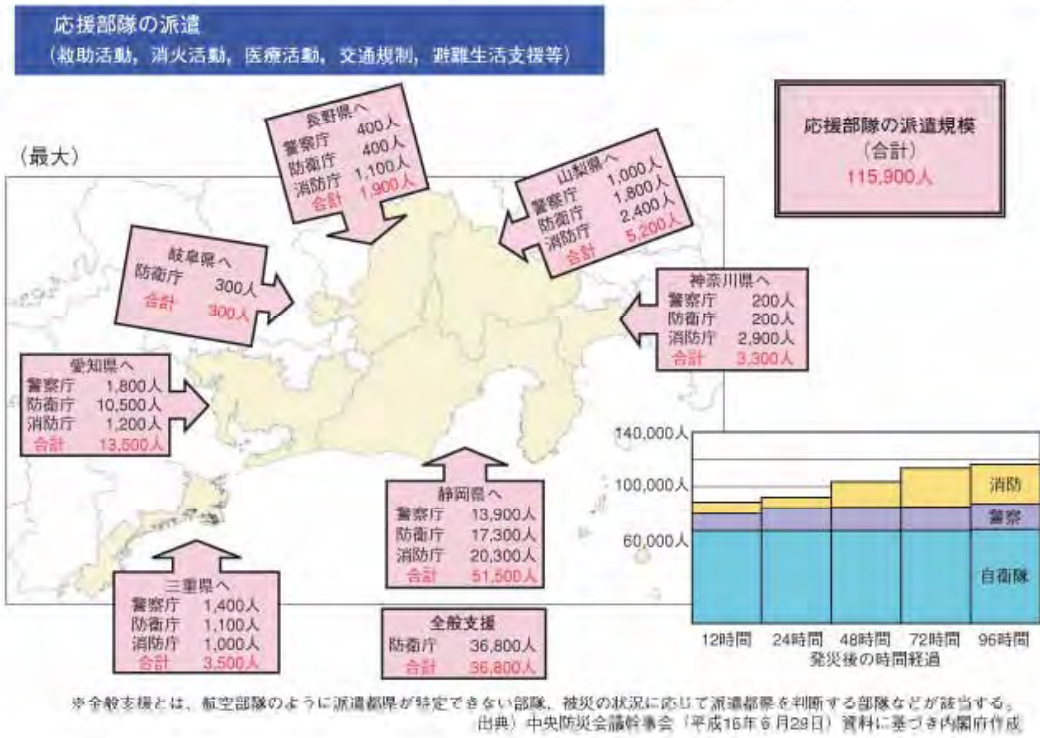
< 警戒宣言発令に伴う避難警戒体制移行に伴う影響 >

・強化地域内の産業活動の停止 ・東西幹線交通停止 ・強化地域外での交通等の影響 ・我が国全体への影響の波及等

出典：中央防災会議（平成15年3月18日）資料

図7 応援部隊の派遣（救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活支援等）

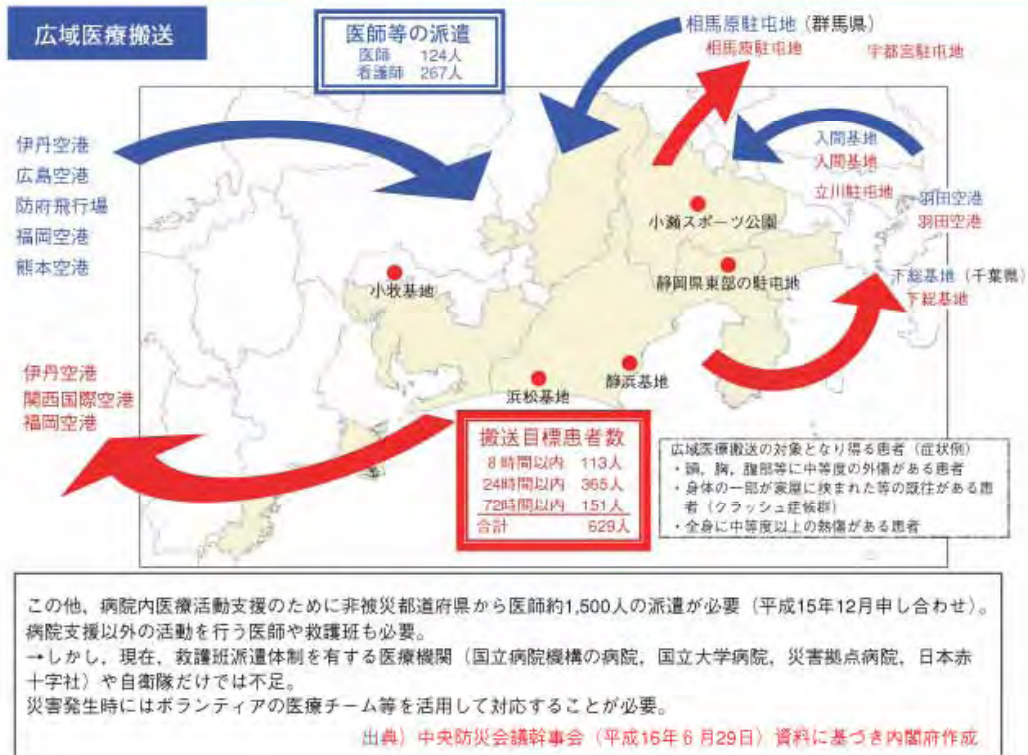
図2-4-18 応援部隊の派遣（救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活支援等）



出典：平成17年度防災白書より

図8 広域医療搬送

図2-4-19 広域医療搬送



出典：平成17年度防災白書より



図9 物資調達

図2-4-20 物資調達

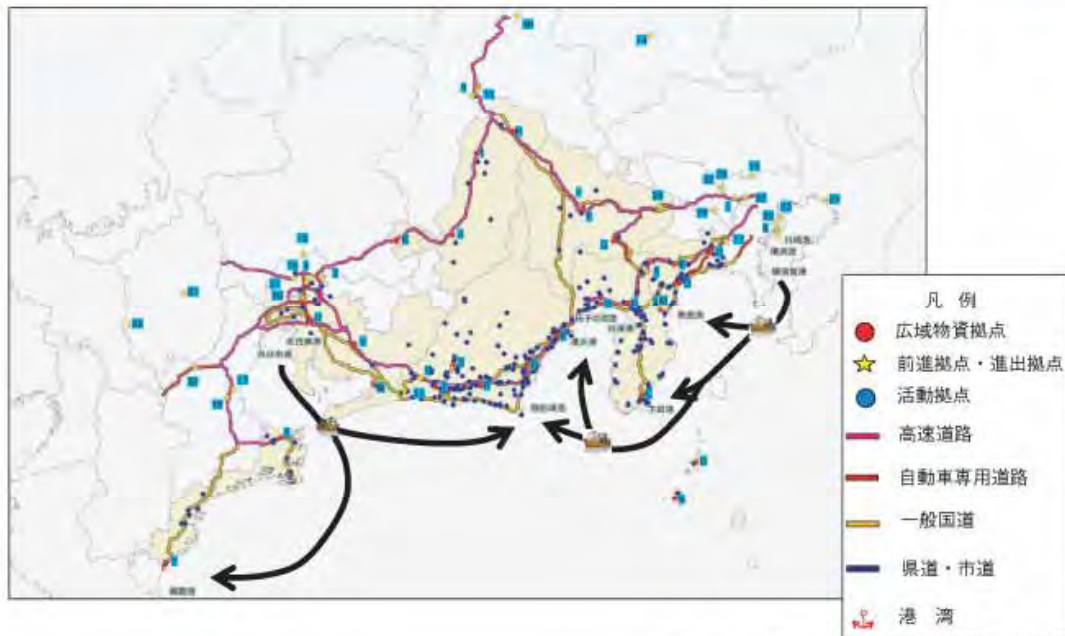


出典) 中央防災会議幹事会(平成16年6月29日)資料に基づき内閣府作成

出典: 平成17年度防災白書より

図10 緊急輸送ルート計画

図2-4-21 緊急輸送ルート計画



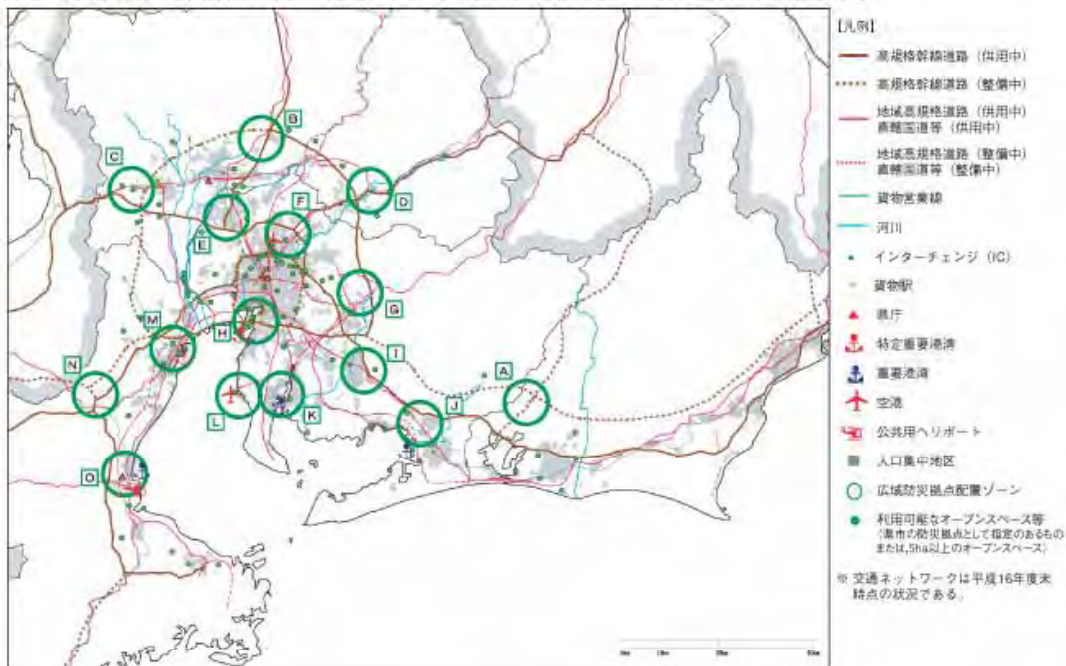
出典) 中央防災会議幹事会(平成16年6月29日)資料に基づき内閣府作成

出典: 平成17年度防災白書より

図 1 1 名古屋圏の広域防災拠点配置ゾーン図

図 2-4-34 名古屋圏の広域防災拠点配置ゾーン図

(注:各配置ゾーンは、その範囲内において少なくとも一つの広域防災拠点を配置すべきである範囲を示したものである。なお、各広域防災拠点は、被災時にはゾーンの線に関係なく、拠点周辺の被災市街地に対して災害対策活動を展開する。)

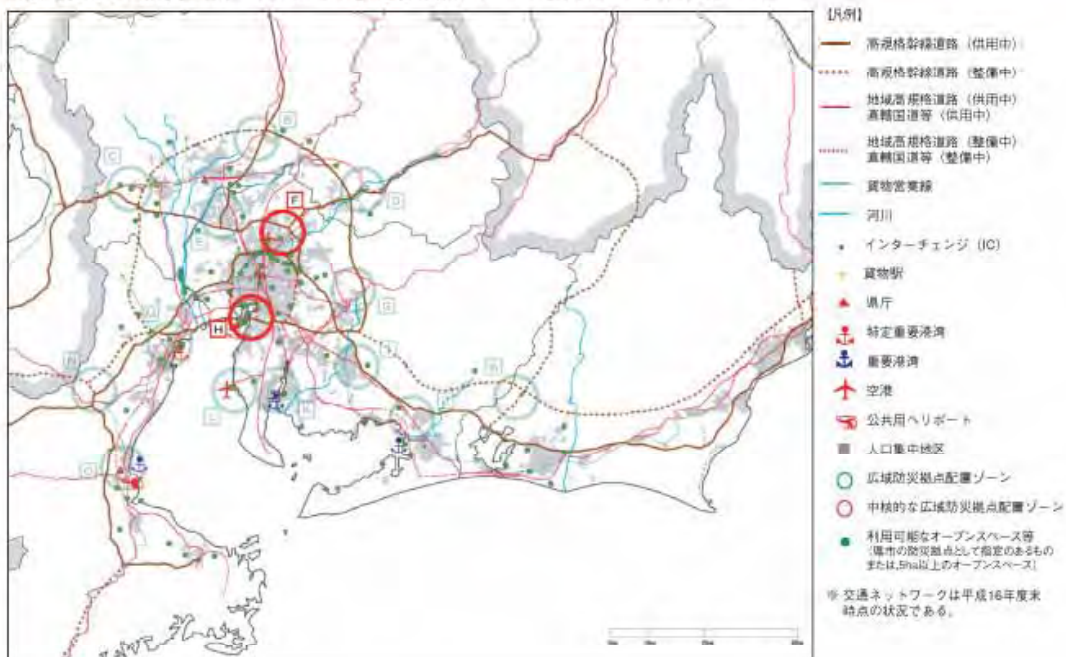


出典：平成 17 年度防災白書より

図 1 2 名古屋圏の中核的広域防災拠点配置ゾーン図

図 2-4-35 名古屋圏の中核的広域防災拠点配置ゾーン図

(注:各ゾーンは、中核的な広域防災拠点を配置されうる可能性のある範囲を示したものである。なお、中核的な広域防災拠点は、被災時にはゾーンに関係なく名古屋圏全域をカバーする現地の司令塔として機能する。)

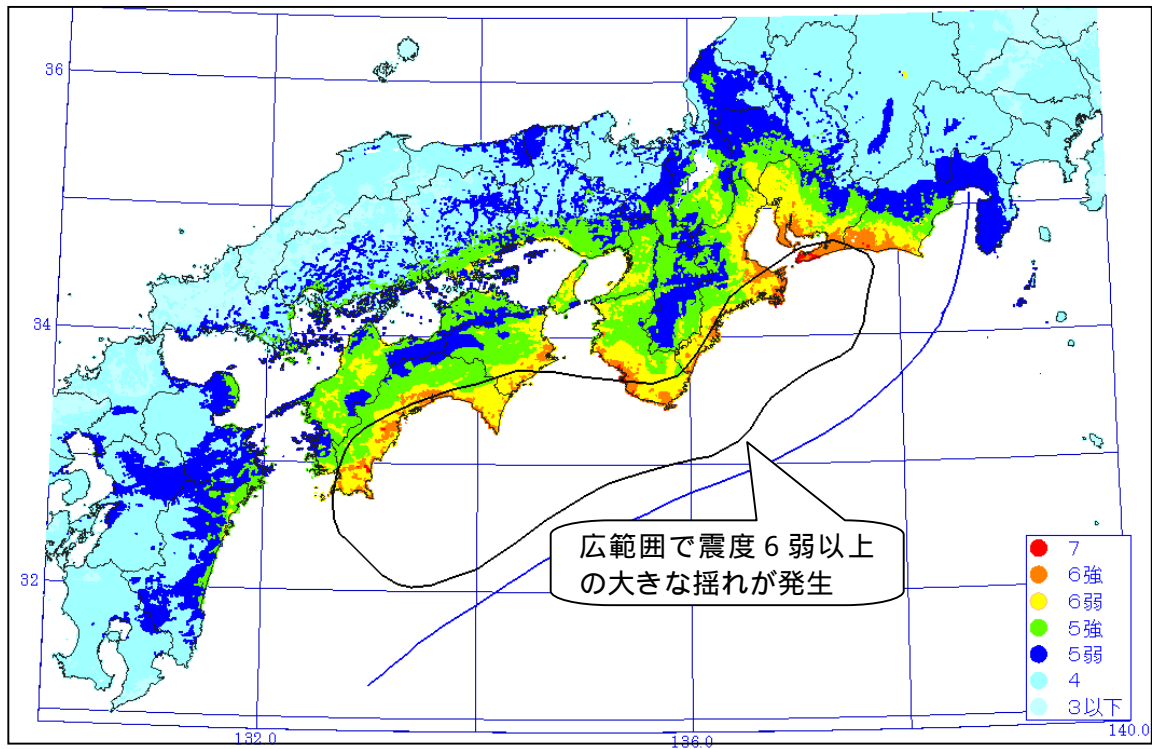


出典：平成 17 年度防災白書より

(3) 東南海・南海地震

【震度分布】

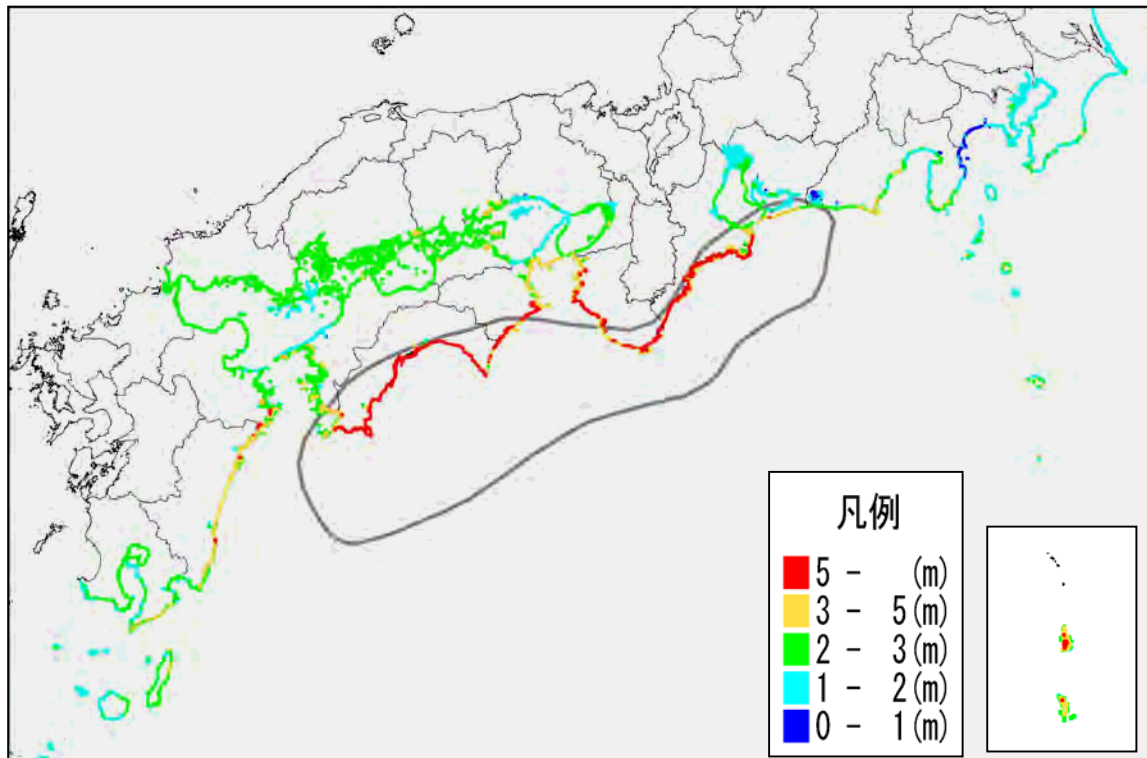
図13 東南海、南海地震において想定される震度分布



出典：平成17年度防災白書より

【津波の高さ】

図14 東南海、南海地震において想定される津波高



出典：平成17年度防災白書より

表3 東南海・東海地震（同時に発生した場合）に係る被害想定結果

建物全壊棟数（朝5時のケース）

揺れ	東海から九州にかけて強い揺れが生じる地域を中心に、約17万棟
液状化	揺れの大きい地域や軟弱地盤を中心に、約8万棟
津波	東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に、約4万棟
火災	約1万棟～約4万棟
崖崩れ	高知県等で約2万棟
合計	約33万棟～約36万棟

ライフライン等

水道	断水人口（発生直後）約1,600万人
電気	停電人口（発生直後）約1,000万人
ガス	供給支障人口(1週間後)約300万人
交通施設	道路、鉄道等にも被害が発生し、一定期間利用困難となることも想定 港湾は、特に、液状化や津波による機能低下・停止が想定
避難生活	地震発生後の1週間後には約420万人の避難者
物資不足	米は最大約250万kg、飲料水は最大約15,000kl、その他食料、毛布、肌着等が不足
医療対策	地域内で対応困難な重傷者は最大で約36,000人
その他	ブロック塀の倒壊やビルからの落下物等の被害 海水浴シーズンには約10万人が訪れ、円滑な避難が困難な場合、甚大な被害が想定

死者（朝5時のケース）

揺れ	約6,600人
津波	避難意識が高い場合 約3,300人    避難意識が低い場合 約8,600人
火災	約100人～約500人
崖崩れ	約2,100人
合計	約1万2千人～約1万8千人

< 避難意識が高い場合 > 北海道南西沖地震における奥尻町の場合（避難率71.1%）

< 避難意識の低い場合 > 日本海中部地震の場合（避難率20%）

経済的被害（最大ケース）

直接被害（個人住宅の被害、企業施設の被害、ライフライン被害等）	約29兆円～約43兆円
間接被害	約9兆円～約14兆円
生産停止による被害	約4兆円～約5兆円
東西間幹線交通被害	約0.3兆円～約1兆円
地域外等への波及	約5兆円～約8兆円
合計	約38兆円～約57兆円

発生時間や火災等の状況により幅がある。

過去の地震災害の実態を踏まえて推計。

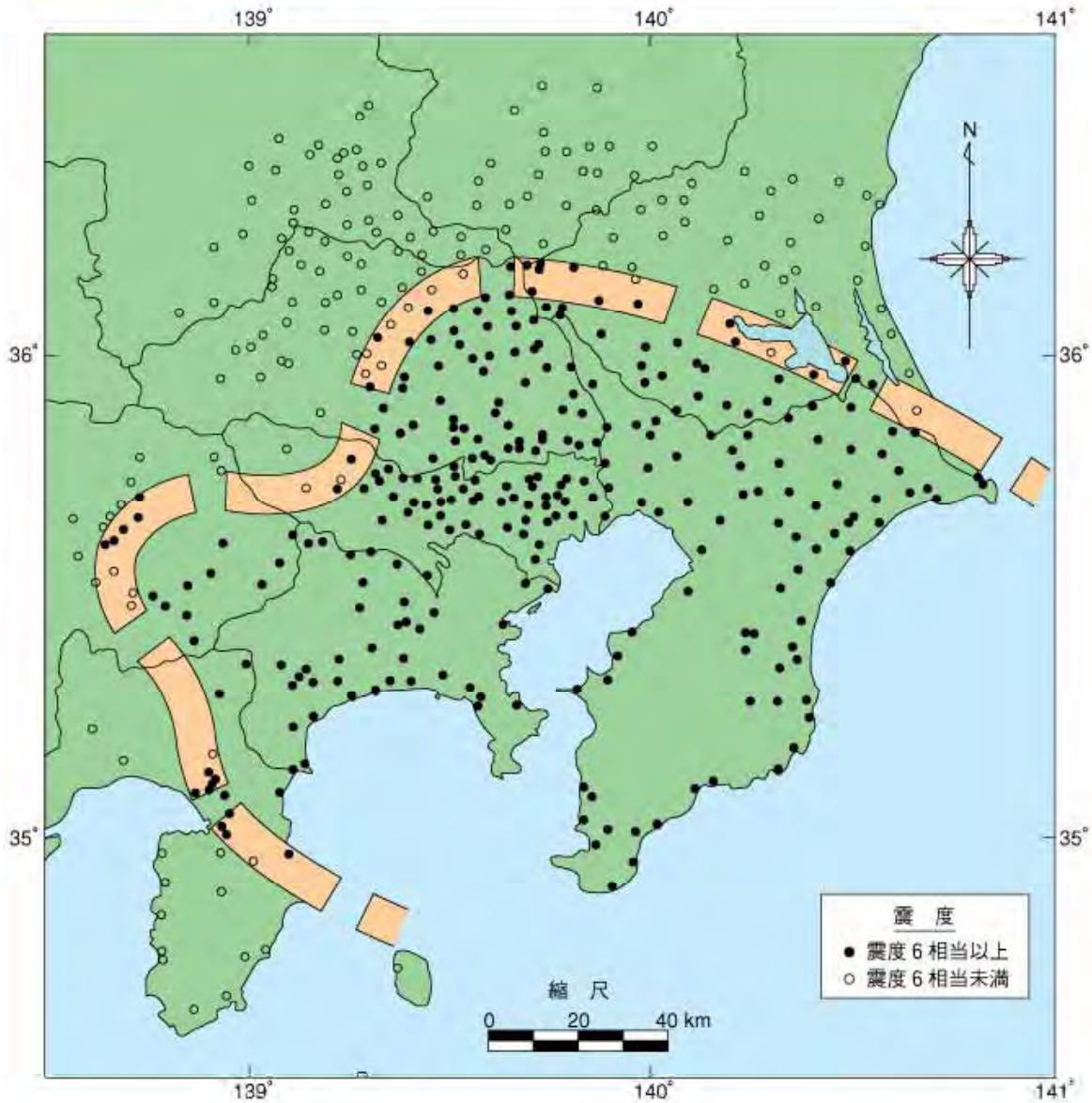
人的被害及び公共土木被害は含まれていない。

出典：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第14回）資料

(4) 首都直下型地震

図15 南関東直下の地震により著しい被害を生じるおそれがある  
震度6相当異常になると想定されされる地域の範囲(大綱の対象地域)

図2-4-27 南関東直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある震度6相当以上になると推定される地域の範囲(大綱の対象地域)

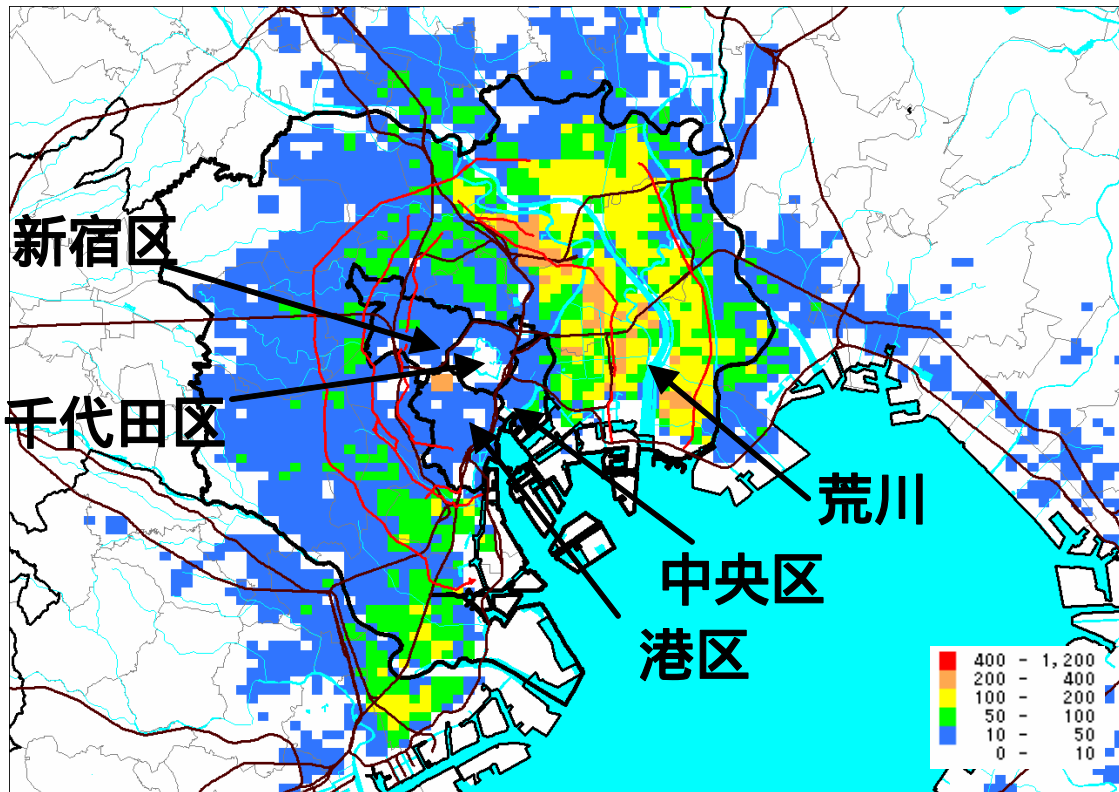


注) ●○は市区町村役場の所在地(うち●は7都県の282市区町村)。  
(平成4年8月21日 中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果報告より)

[備考]  
一つの直下の地震の発生により上の地域の全域が震度6相当以上になるものではない。同報告では、一つの直下の地震が発生した時に震度6相当以上になると推定される地震の範囲は、同報告の地震モデルによると概ね半径30km程度であるが、更に局地的になることも考えられるとされている。  
(震度6は、平成8年10月1日から「強」「弱」の2つに分けられている。)

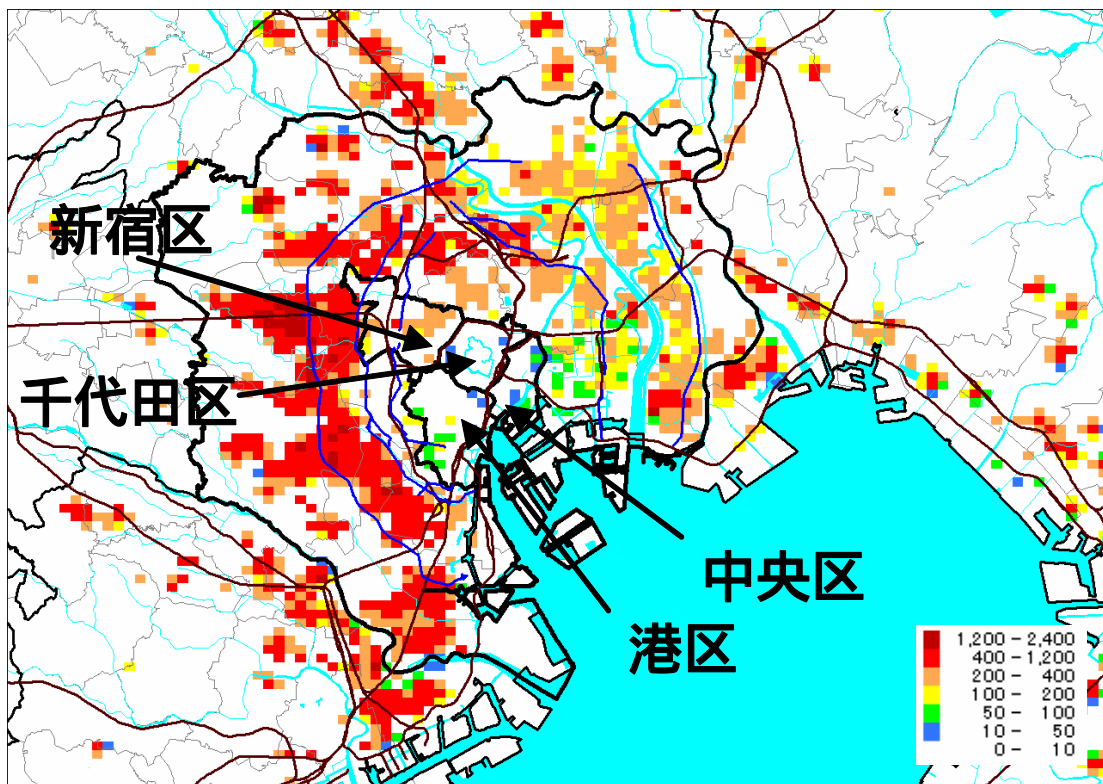
出典：平成17年度防災白書より

図16 揺れによる全壊棟数の分布



出典：平成17年度防災白書より

図17 焼失棟数の分布



出典：平成17年度防災白書より

表4 物的被害の概要（東京北部地震、M7.3）

項目		5時	8時	12時	18時
揺れによる全壊		(木造) 約 120,000 棟 (非木造) 約 32,000 棟		合計 約 150,000 棟	
液状化による全壊		(木造) 約 30,000 棟 (非木造) 約 3,100 棟		合計 約 33,000 棟	
急傾斜地崩壊による全壊		(木造) 約 7,900 棟 (非木造) 約 4,100 棟		合計 約 12,000 棟	
火災による焼失	風速 3m	約 40,000 棟	約 44,000 棟	約 72,000 棟	約 290,000 棟
	風速 15m	約 160,000 棟	約 180,000 棟	約 260,000 棟	約 650,000 棟
全壊及び焼失棟数合計	風速 3m	約 230,000 棟	約 240,000 棟	約 270,000 棟	約 480,000 棟
	風速 15m	約 360,000 棟	約 370,000 棟	約 460,000 棟	約 850,000 棟
ブロック塀等転倒数		約 110,000 件			
自動販売機転倒数		約 63,000 基			
落下物を生じる建物数		約 21,000 棟			
瓦礫発生量		約 8,300 万トン～約 9,600 万トン (約 8,100 万立方メートル～約 10,000 万立方メートル)			

(注) 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の欄の値と一致しない。

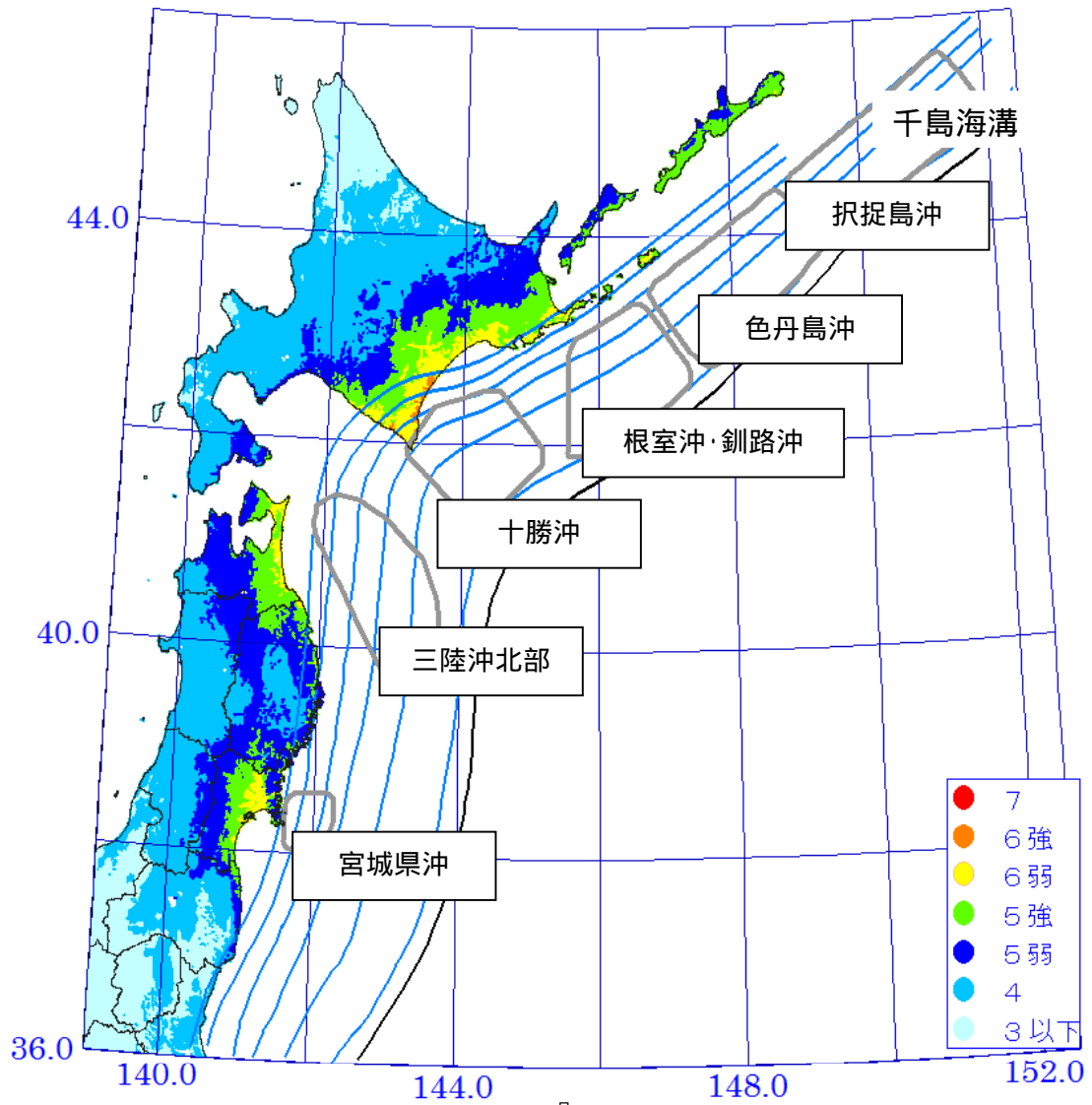
(参考) 阪神・淡路大震災(5時46分発生、風速3m以下)における物的被害

瓦礫棟数 104,906 棟 全焼 6,982 棟 消防庁発表 107 報

出典：中央防災会議 都市直下地震対策専門調査会 第12回資料

( 5 ) 日本海溝型地震 ( 津波 )

図 1 8 日本海溝型地震において想定される震度分布図

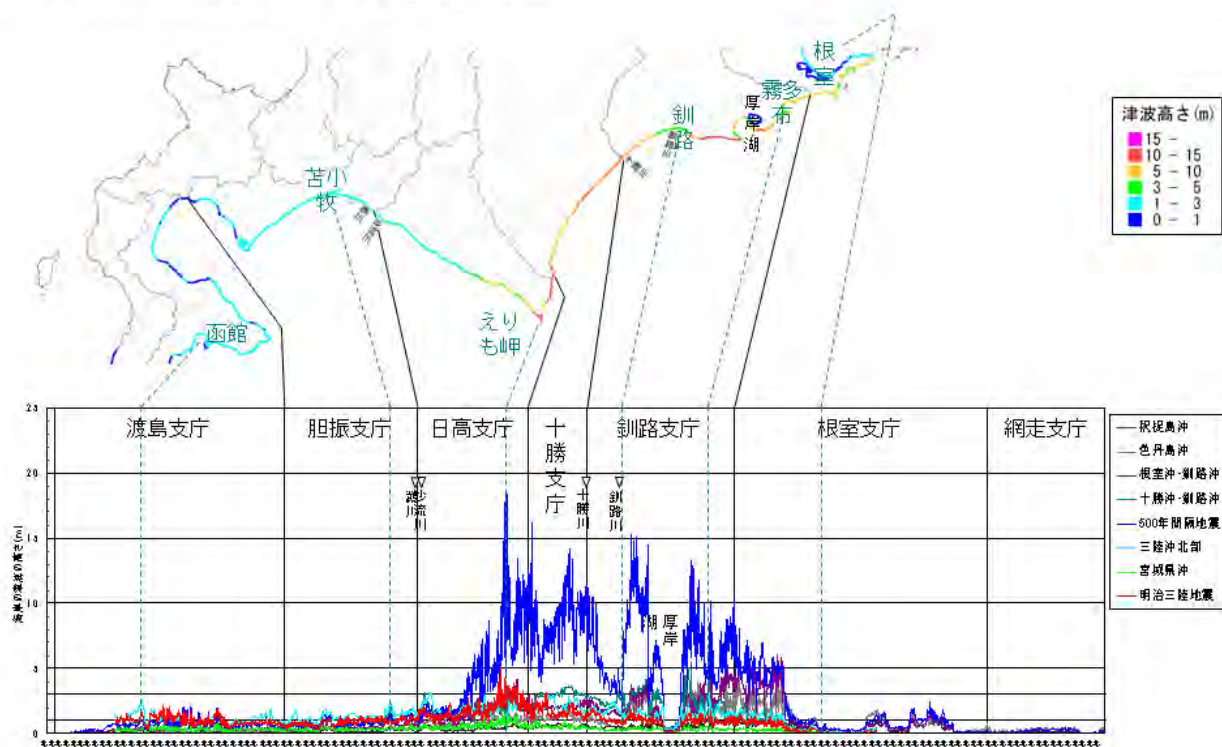


資料提供：内閣府



図19 想定さえる海岸での津波の高さ最大値（北海道）

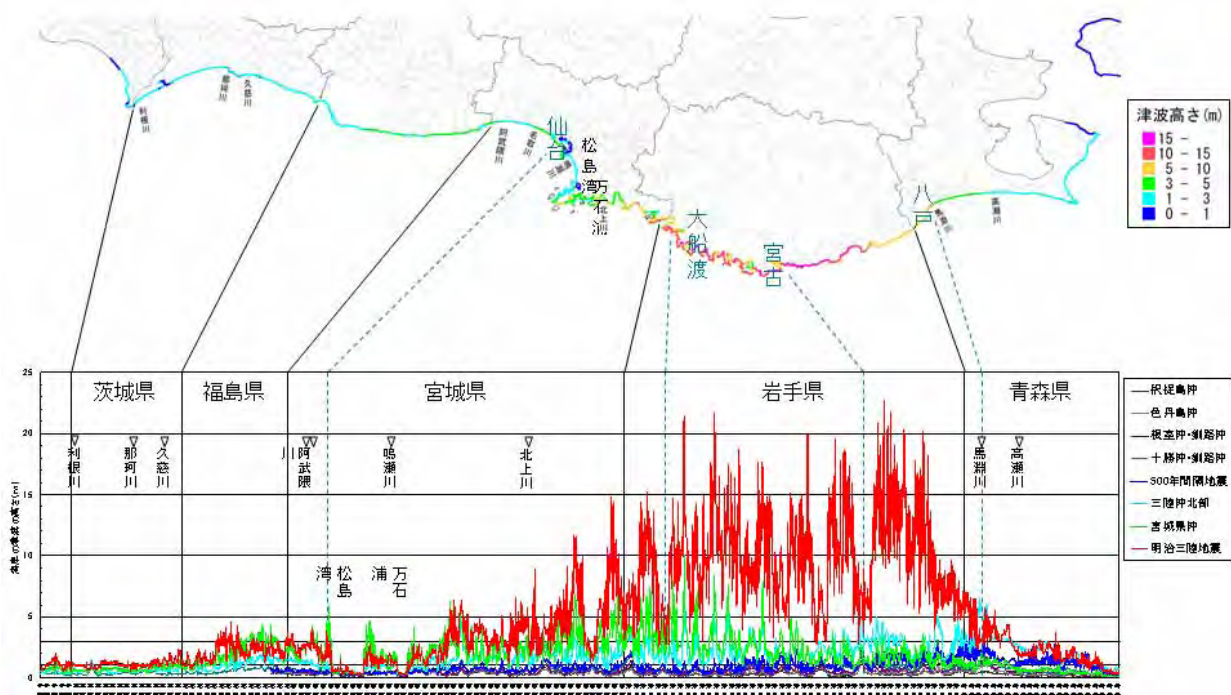
海岸での津波高さの最大値【北海道】



資料提供：内閣府

図20 想定さえる海岸での津波の高さ最大値（青森～千葉）

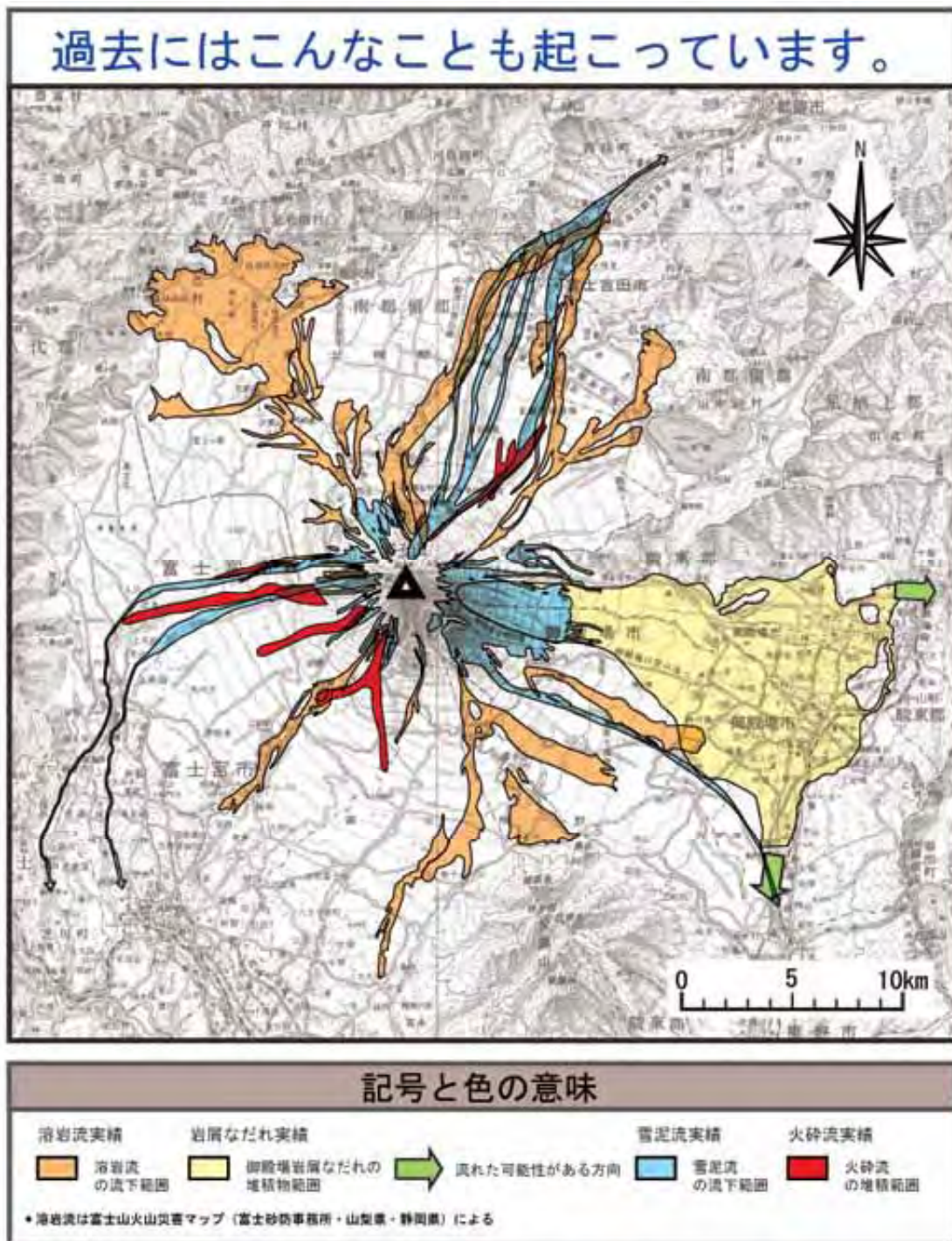
海岸での津波高さの最大値【青森～千葉】



資料提供：内閣府

(6) 富士山噴火(火山)

図2-1 過去の富士山噴火による被害

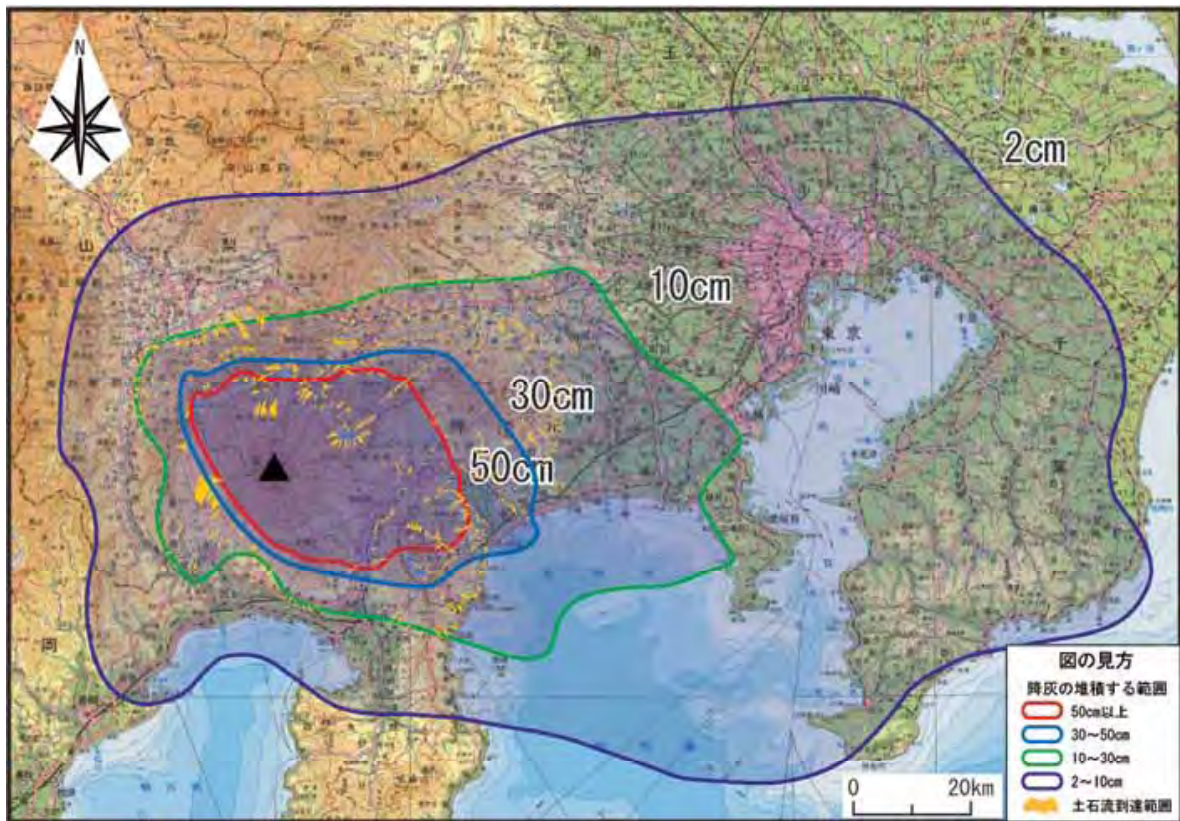


ここには過去3200年間に起きた主要な現象の実績が描かれています。(溶岩流は過去2000年間)なお、3200年前以前には、ここに描かれている実績を上回る大規模な現象が発生したこともあります。そのような現象はまれなものです。(平成14年9月末日時点での調査による)

資料提供：内閣府



図 2 3 富士山噴火にともない降灰が堆積する範囲



資料提供：内閣府

( 7 ) 遠地津波

図 2 4 遠地津波の危険性がある地域



#### 4 . 地域防災計画での対応（ボランティア関連）

（ 1 ） 静岡県地域防災計画 平成 17 年度修正（一般対策編）

（ 2 ） 静岡県地域防災計画 平成 17 年度修正（地震策編）

（ 3 ） 愛知県地域防災計画 平成 17 年度修正（地震災害対策計画）

（ 4 ） 高知県地域防災計画 平成 15 年度修正（震災対策編）

（ 5 ） 高知県地域防災計画 平成 15 年度修正（一般対策編）

## ( 1 ) 静岡県地域防災計画 平成 17 年度修正 ( 一般対策編 )

### 第 2 章 災害予防計画 ( p.26 ) 第 20 節 ボランティア活動に関する計画

#### 1 ボランティア活動の支援

県は、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

#### 2 ボランティア活動経費の確保

大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。

## ( 2 ) 静岡県地域防災計画 平成 17 年度修正 ( 地震策編 )

### 第 2 編 平常時対策 第 1 章 防災思想の普及

#### 2 1 - 1 県

##### 4 ボランティア活動に関する計画 ( p.143 抜粋 )

###### ( 1 ) ボランティア活動の支援

県は、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

###### ( 2 ) ボランティア活動経費の確保

東海地震等の大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備する必要がある。

このため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。

### 第 5 編 災害応急対応 第 1 章 防災関係機関の活動

#### 5 1 - 1 県 ( p.209 抜粋 )

##### 1 災害対策本部

###### ( 1 ) 設置

ア 知事は、地震が発生し気象庁が東海地震と判定したとき又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部 ( 以下「災害対策本部」という。 ) を設置する。

イ 災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

ウ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

###### ( 2 ) 組織及び所掌事務

ア 災害対策本部、災害対策本部の方面本部 ( 以下この編で「方面本部」という。 ) 及び現地災害対策本部 ( 以下この編で「現地本部」という。 ) の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例 ( 昭和 37 年条例第 43 号 ) 及び静岡県災害対策本部運営要領 ( 昭和 37 年 12 月 14 日施行 ) ( 以下「災害対策本部運営要領」という。 )

の定めるところによる。

イ 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。

また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事は、現地本部において対処する。

(ア) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(イ) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

(ウ) 水防その他の応急措置

(エ) 被災者の救助、救護、その他の保護

(オ) 施設及び設備の応急の復旧

(カ) 防疫その他の保健衛生

(キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持

(ク) 緊急輸送の確保及び調整

(ケ) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整

(コ) 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整

(サ) その他の災害の発生の防御又は拡大の防止

(シ) ボランティアの受入れの調整

(3) 国の現地対策本部との連携

国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

## 5 1 - 2 市町村

### 3 市町村災害対策本部の所掌事務 (p.201)

(1) 市町村災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

ウ 消防、水防その他の応急措置

エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入

オ 被災者の救助、救護、その他の保護

カ 施設及び設備の応急の復旧

キ 防疫その他の保健衛生

ク 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定

ケ 緊急輸送の実施

コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給

サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携

シ 自主防災組織との連携及び指導

ス ボランティアの受入れ

(2) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ア 消防本部（消防本部を設置していない場合の消防団本部を含む。）及び消防署

(ア) 被害状況等の情報の収集と伝達

(イ) 消火活動、水防活動及び救助活動

(ウ) 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達

(エ) 火災予防の広報



## イ 消防団、水防団

- (フ) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
- (ウ) 一次避難地の安全確保及び避難路の確保
- (エ) 地域住民等の避難地への誘導
- (オ) 危険区域からの避難の確認
- (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援

## 第10章 地域への救援活動 510 - 11 ボランティア活動への支援 (pp.244-24)

### 1 基本方針

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時におけるボランティア活動参加のための手引き）に従い、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

### 2 県

#### (1) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用

ア 県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(社福)静岡県社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの配置整理等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。

イ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、静岡県ボランティアセンター・静岡県ボランティア協会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。

ウ 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換及び協議等を行う。

#### (2) 静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用

ア 県は、災害対策本部の方面本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。

イ 静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。

#### (3) ボランティア団体等に対する情報の提供

県は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

#### (4) ボランティア活動経費の助成

県は、静岡県災害ボランティア本部及び同支援センターからの活動資金の申請を取りまとめ、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、災害ボランティア活動の経費に充当する。

#### (5) ボランティア活動資機材の提供

県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センター及び各支援センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

### 3 市町村

#### (1) 市町村災害ボランティア本部の設置、運用

ア 市町村は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町村社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町村災害ボランティア本部を設置する。

イ 市町村災害ボランティア本部は、市町村ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。

ウ 市町村は、随時、情報交換及び協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町村災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。

#### (2) ボランティア活動拠点の設置

市町村は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

(3) ボランティア団体等に対する情報の提供

市町村は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4) ボランティア活動資機材の提供

市町村は、市町村災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

## 第6編 復旧・復興対策 第8章 被災者の生活再建支援

### 68-6 生活再建支援策等の広報・PR (p.270)

#### 1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

#### 2 県

(1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアや県民だより等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。

ア 義援金の募集等

イ 各種相談窓口の案内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報

エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報

カ ボランティアに関する情報

キ 雇用に関する情報

ク 融資・助成情報

ケ その他生活情報 等

(2) 外国人への広報

外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。

(3) 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

## 第 2 編 災害予防 第 11 章 自主防災組織・ボランティアとの連携 第 1 節 基本方針

### 1 自主防災組織の推進

大地震が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、県及び市町村は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

### 2 防災ボランティア活動の支援

大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、震災時にボランティアの受け入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

## 第 2 節 対策

### 1 自主防災組織の設置・育成

県及び市町村は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和 49 年愛知県防災会議決定）に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動の推進にかなりの成果を上げていることから、今後とも、県内全域に自主防災組織の整備を図るため自主防災組織連絡会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成などを行い、自主防災組織の設置・育成により一層努めるものとする。

なお、県は、自主防災組織の育成を推進するため、避難・救護用資機材の整備等、市町村が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする。

(資料) ・自主防災組織設置推進要綱……………(附属資料第 15 17)

### 2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

#### (1) 平常の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

#### (2) 警戒宣言発令時の活動

- ア 市町村、消防機関等からの情報の伝達
- イ 県民のとるべき措置の呼びかけ

- ウ 老人や病人の安全確保
- エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保
- (3) 災害発生時の活動
  - ア 初期消火の実施
  - イ 地域内の被害状況等の情報の収集
  - ウ 救出救護の実施及び協力
  - エ 住民に対する避難命令の伝達
  - オ 集団避難の実施
  - カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

### 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

県は、「あいち防災カレッジ」を開催し、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。

#### (1) あいち防災カレッジの開催

災害に対しての正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成し、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、防災リーダーを養成する「あいち防災カレッジ」を開催する。

#### (2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

あいち防災カレッジを修了し、防災に関する知識と技術を身につけた防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市町村は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

### 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

#### (1) ボランティアの受入体制の整備

ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は地域ボランティア支援本部を設置する。

イ 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の地域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

エ 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

オ 県及び市町村は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。

#### (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、市町村の推薦する者等を受講させるものとする。

また、市町村もボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。

### (3) ボランティア関係団体との連携

震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、県とボランティア関係団体は、平成10年6月に設置した防災のための愛知県ボランティア連絡会及び同連絡会構成員と締結した、ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定により、一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ボランティア関係団体との連携に努める。

(資料)・防災のための愛知県ボランティア連絡会設置要綱……………(附属資料第15 20)

・ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定書  
……………(附属資料第15 21)

### (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

(資料)・愛知県災害ボランティア活動推進要綱……………(附属資料第15 19)

## 5 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

また、県は、県の負担において同グループ活動員を被保険者としてボランティア保険に加入させることとする。

(資料)・愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱……………(附属資料第15 18)

## 第4編 災害応急対策 第19章 ボランティアの受入

### 第1節 基本方針

大地震により県下に大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

### 第2節 対策

#### 1 ボランティア支援本部の開設

(1) 県及び被災市町村は、災害対策本部内に机、椅子及び電話等必要な資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は地域ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。

(2) ボランティア支援本部に配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

広域ボランティア支援本部においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。

## 2 ボランティアの受入れ

- (1) 市町村の地域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、地域ボランティア支援本部のボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
  - ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
  - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
  - ウ 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
  - エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
  - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

## 3 協力が予想されるボランティア団体等

- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体  
日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部、社団法人愛知青少年協会、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部
- (2) その他のボランティア団体等  
愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア

### 第 3 編 災害応急対策

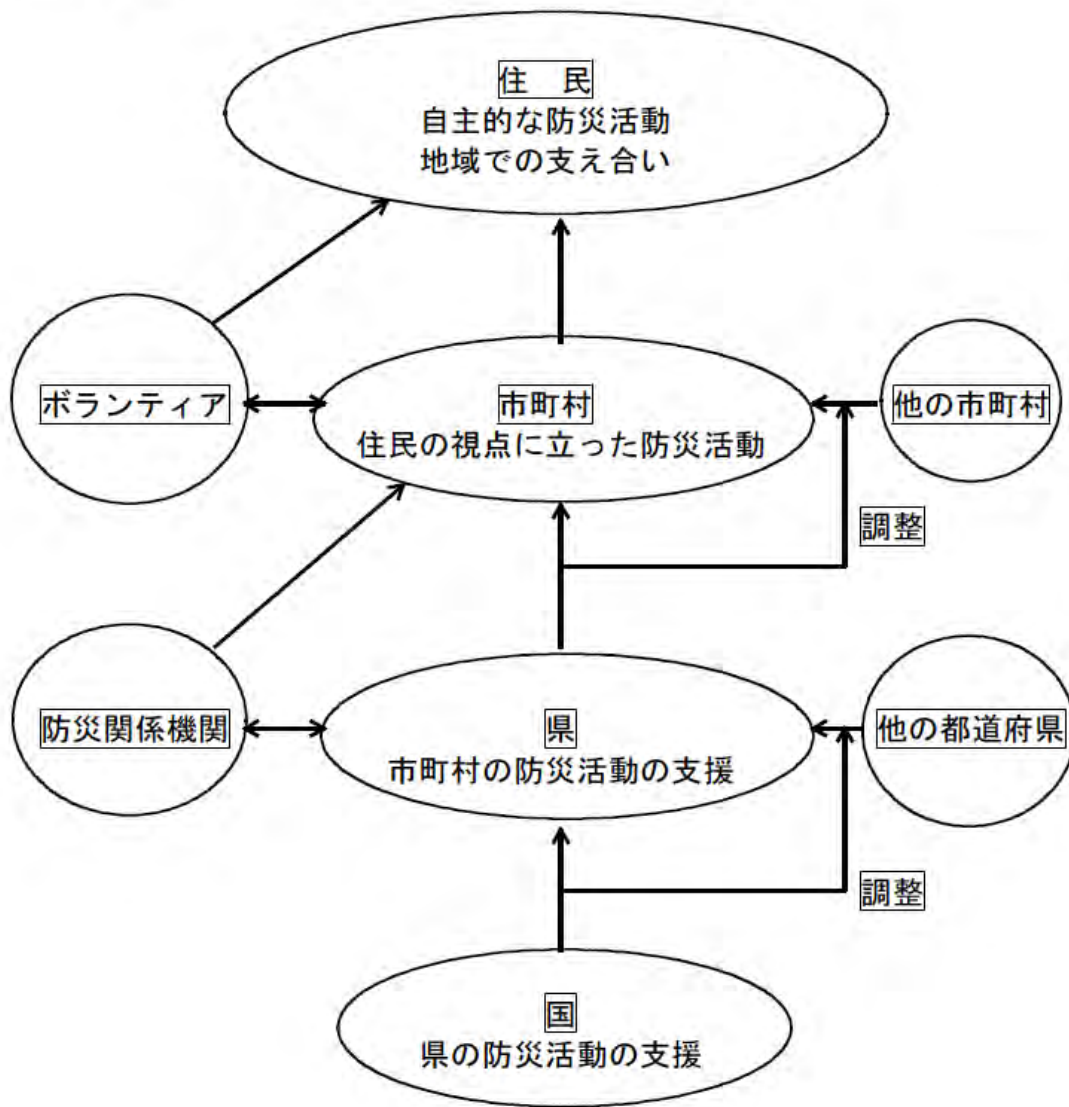
#### 第 1 章 災害時応急活動

##### 第 1 節 活動体制の確立 ( p.51 抜粋 )

###### 1 - 3 防災関係機関の応援・協力体制

→ 応援

↔ 協力



## 第5節 広報活動 (pp.57-58)

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報します。

特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達します。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

災害広報する内容

- (1) 被害状況
  - ・人的、物的被害
  - ・公共施設被害など
- (2) 余震関連情報
  - ・気象庁の発表する余震に関する情報
  - ・余震による二次災害の危険性の注意喚起
- (3) 安否情報
  - ・死亡者の情報
- (4) 応急対策情報
  - ・応急対策の実施状況
- (5) 生活情報
  - ・電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
  - ・避難所情報
- (6) 住宅情報
  - ・仮設住宅
  - ・住宅復興制度
- (7) 医療情報
  - ・診療可能施設
  - ・心のケア相談
- (8) 福祉情報
  - ・救援物資
  - ・義援金
  - ・貸付制度
- (9) 交通関連情報
  - ・道路規制
  - ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
  - ・災害ごみ
- (11) ボランティア情報
  - ・ボランティア活動情報
- (12) その他
  - ・融資制度
  - ・各種支援制度
  - ・各種相談窓口

災害報道

報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道することとします。



総合的問い合わせ窓口の設置

各機関は、各種の問合せに対応できる総合的な問合せ窓口を設置することとします。

## 第11節 地域への救援活動 (pp.68-69)

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置します。

必要に応じて市町村は、他の市町村及び県に応援を要請します。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請します。

### 11-1 飲料水の確保、調達

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

水道事業者

#### 2 実施内容

##### (1) 給水活動の実施

被災者への応急給水を迅速に実施します。

必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

県は、必要に応じて他の県、自衛隊等に応援を要請します。

##### (2) 給水施設の応急復旧

直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。

必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

県は、必要に応じて国及び他の県に応援を要請します。

### 11-2 食料の確保、調達

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

##### (1) 緊急食料の調達

ア 応急米穀

各市町村が自ら調達します。

不足する分は、県に斡旋を依頼します。

県は、必要量を県内で調達します。

不足する分は、高松食糧事務所高知事務所に必要量の確保を要請します。

イ 備蓄乾パン

県は、米穀のほか乾パン供給を行う必要がある場合は、高松食糧事務所高知事務所に確保を要請します。

ウ 副食・調味料

各市町村が自ら調達します。

不足する分は、県に要請を行います。

県は、必要量を県内関係団体に出荷の要請をします。

エ 炊き出し

市町村は、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して炊き出しを実施します。

必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

## (2) 緊急食料の配布

市町村は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。

配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。

特に、要援護者への配布には配慮します。

### 11-3 生活必需品の確保、調達

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

地震・津波により生活必需品を失った被災者に対し給付、貸与を行います。

市町村は、日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じて要請します。

自らの市町村内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。

県は、県内で調達出来ない場合には、他の県、国、自衛隊に応援要請をします。

### 11-4 物価の安定等

#### 1 実施責任者

県

#### 2 実施内容

生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐため、監視や指導などを行います。

## 第19節 自発的支援の受け入れ (p.81)

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れます。

#### 1 実施責任者

市町村、県、関係団体

#### 2 実施内容

##### (1) ボランティアの受け入れ

市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

##### (2) 義援金等の受け入れ

###### 〔義援金〕

義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

義援金収入団体と配分委員会を組織し、公平な配分を実施します。

###### 〔義援物資〕

被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。

寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。

県においては、「災害義援金品取扱要領」に基づき、義援金品を取扱うものとします。

## 第 2 編 災害予防対策

### 第 2 章 地域防災力の育成

#### 第 7 節 自発的な支援への環境整備 ( pp.42-43 抜粋 )

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があります。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な支援の環境整備を進めます。

##### 1 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行います。

##### 2 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行います。(日本赤十字社、県)

##### 3 ボランティアの受入れと活動支援

災害発生時に設置する「ボランティア活動支援本部」の体制を整備します。

###### ボランティア活動支援本部

組織員 ( 県、市町村、日本赤十字社高知県支部、社会福祉協議会、ボランティア団体の構成員等 )

###### 活動内容

行政の災害対策本部と連携し、次の活動をします。

ボランティアの要請、受入れ、登録

ボランティアに対するニーズの把握

ボランティアに対する情報提供

活動の調整、指示

活動に必要な物資の確保と配布

##### 4 ボランティアの活動拠点

市町村は、災害時に備え次の計画をつくります。

ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供

必要な資機材の貸し出し

##### 5 日本赤十字社高知県支部

日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進します。

防災ボランティア ( 奉仕団 ) 組織の育成強化

訓練の実施

ボランティアの事前登録

他団体と連携した各種防災活動への協力

## 第4章 災害に備える体制の確立

### 第4節 実践的な防災訓練の実施（pp.63-64 抜粋）

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施します。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実状に即した実践的な内容とします。

また、住民が地域で行う避難訓練等を支援します。

#### 1 現場訓練実施にあたっての留意事項

- (1) 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。
- (2) 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

#### 2 訓練の種類

##### (1) 総合防災訓練

県及び市町村は、自衛隊等防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等と連携して総合防災訓練を実施します。

##### (2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施するものとします。

（市町村、消防本部）

##### (3) 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施するものとします。

（四国地方整備局、県、市町村、消防本部）

##### (4) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施します。

##### (5) 広域応援協定等に基づく合同防災訓練

広域応援協定等に基づき近隣の県と合同で防災訓練を実施し、広域応援要請に伴う連絡体制等の検証に努めるものとします。

##### (6) 図上訓練

組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行います。

応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施します。

（県、市町村等）

##### (7) 自主防災組織等の住民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する津波避難等の訓練を支援します。

（住民、県、市町村、地域の防災関係機関）

#### 3 訓練の評価

訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努めます。

#### 4 防災訓練の際の交通規制

防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要があると認める時は、県公安委員会は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができます。

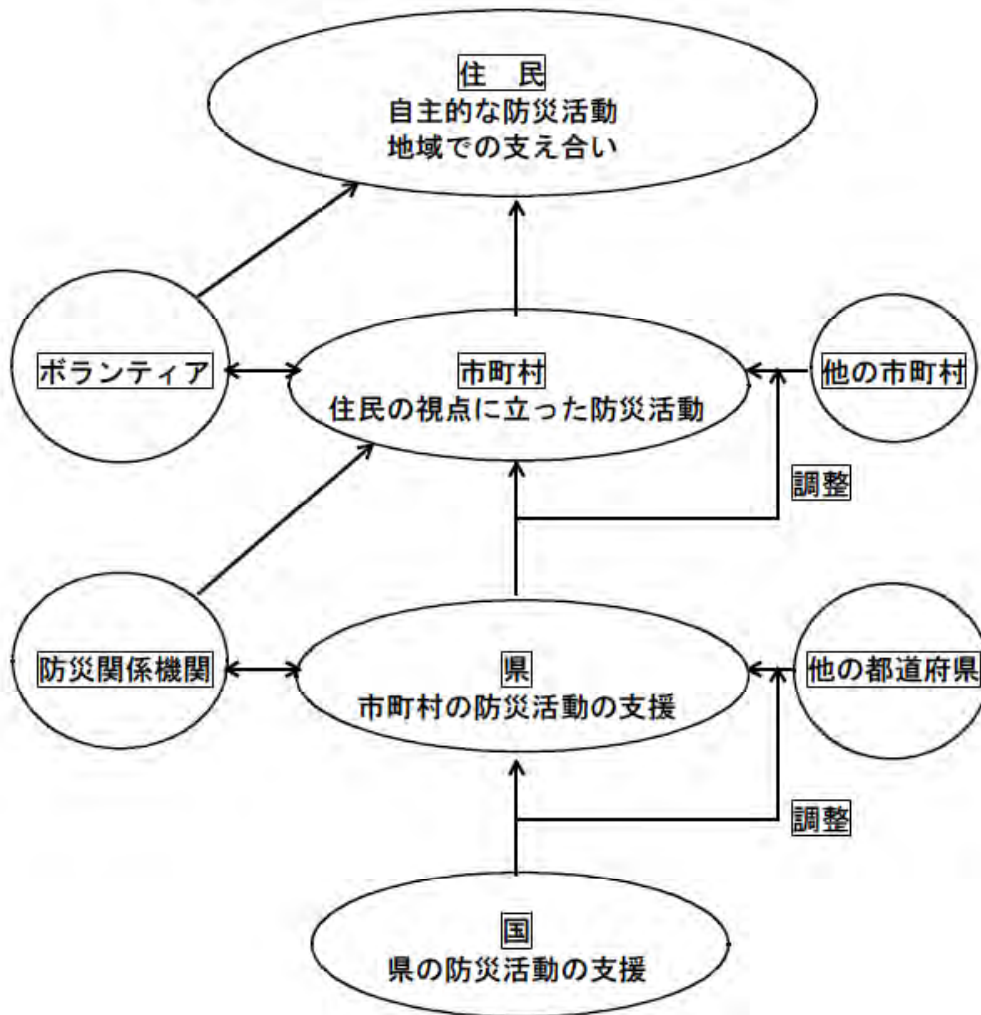
### 第3編 災害応急対策

#### 第1章 災害時応急活動

##### 第1節 活動体制の確立 (p.80 抜粋)

○防災関係機関の活動体制

→ 応援  
↔ 協力



## 第13節 地域への救援活動 (pp.104-105 抜粋)

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置します。

必要に応じて市町村は、他の市町村及び県に応援を要請します。要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請します。

### 13-1 飲料水の確保、調達

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

水道事業者

#### 2 実施内容

##### (1) 給水活動の実施

被災者への応急給水を迅速に実施します。

必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

県は、必要に応じて他の県、自衛隊等に応援を要請します。

##### (2) 給水施設の応急復旧

直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。

必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

県は、必要に応じて国及び他の県に応援を要請します。

### 13-2 食料の確保、調達

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

##### (1) 緊急食料の調達

###### ア) 応急米穀

各市町村自らが調達します。

不足する分は、県に斡旋を依頼します。

県は、必要量を県内で調達します。

不足する分は、高松食糧事務所高知事務所に必要量の確保を要請します。

###### イ) 備蓄乾パン

県は、米穀のほか乾パン供給を行う必要がある場合は、高松食糧事務所高知事務所に確保を要請します。

###### ウ) 副食・調味料

各市町村自らが調達します。

不足する分は、県に要請を行います。

県は、必要量を県内関係団体に出荷の要請をします。

###### エ) 炊き出し

市町村は、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して炊き出しを実施します。

必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

##### (2) 緊急食料の配布

市町村は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。

配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。

特に、要援護者への配布には配慮します。

### 1.3.3 生活必需品の確保、調達

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

地震・津波により生活必需品を失った被災者に対し給付、貸与を行います。

市町村は、日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じ要請します。

自らの市町村内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。

県は、県内で調達出来ない場合には、他の県、国、自衛隊に応援要請をします。

### 1.3.4 物価の安定等

#### 1 実施責任者

県

#### 2 実施内容

生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐための監視や指導を行います。

### 1.3.5 医療・助産

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

「高知県災害救急医療活動マニュアル」に基づき、関係機関と連携して医療活動を実施します。

## 第2 1節自発的支援の受け入れ（p.117 抜粋）

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れます。

### 1 実施責任者

市町村、県、関係団体

### 2 実施内容

#### （1）ボランティアの受け入れ

市町村、県、関係団体が相互に連携し「災害ボランティア活動支援マ、ニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

#### （2）義援金等の受け入れ

##### 〔義援金〕

義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

義援金収入団体と配分委員会を組織し、公平な配分を実施します。

##### 〔義援物資〕

被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。

寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。

県においては「災害義援金品取扱要領」に基づき、義援金品を取り扱うものとします。